

歯科材料 09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科技工用アブレイブ研削器具(70901000)

トリーマーバンド

【形状・構造及び原理等】

- 1) 成分
研磨部：炭化けい素、アルミナ
補強部：綿
- 2) 形状、構造



ミディアム、コースの 2 種類からなる。

- 3) 寸法 (mm)
外径：12mm、高さ：12.7mm

構成医療機器

販売名	医療機器届出番号
トリーマーバンド用 マンドレール	23B1X10001A49005

本品のみを製造販売するほか、構成医療機器を予め組み合わせて製造販売する場合がある。

【使用目的又は効果】

炭化けい素、アルミナ等を用いる技工用研削材をいう。

【使用方法等】

- (1) トリーマーバンド用 マンドレール（届出番号：23B1X10001A49005）に取り付けたトリーマーバンド用 ラバー芯に本品を装着する。
- (2) トリーマーバンド用 マンドレールを締め付け、歯科技工用ハンドピース等で回転させて歯科補綴物、歯科技工物等を研削・研磨する。

最大回転数：15,000rpm

【使用上の注意】

- 1) 使用上の注意
- ① ハンドピース（タービン）メーカーの指定に従ってシャンクを確実に奥まで挿入して、半チャックでないことを確認すること。
 - ② 使用前に予備回転を行い、振れがないことを確認すること。
 - ③ 指定の回転数を超えて使用しないこと。
 - ④ 本材を用いて歯科技工物を研磨する際には、粉塵による人体への影響を避けるために、保護めがね、局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスク等を使用すること。
 - ⑤ 無理な角度、過度の加圧での使用は避けること。
 - ⑥ 損傷、変形（サビ、表面キズ、曲がり、汚染）等のあるものは使用しないこと。
 - ⑦ 本材使用前、使用中に不具合が生じた場合は、使用を中止すること。
- 2) 重要な基本的注意
- ① 本材に対して発疹、湿疹、発赤、潰瘍、腫脹、かゆみ、しびれ等の過敏症状のある術者は、手袋などを用いて直接本材に触れないこと。
 - ② 本材に対して発疹、湿疹、発赤、潰瘍、腫脹、かゆみ、しびれ等の過敏症状があらわれた場合は、使用を中止し、医師の診断を受けること。

【保管方法及び有効期間等】

〔保管方法〕

- ・ 歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：山八歯材工業株式会社
電話番号：0533-57-7121
FAX 番号：0533-57-1764
e-mail：box@yamahachi-dental.co.jp

製造業者：Keystone Industries
製造先国名：アメリカ合衆国